

< 企画課監査指導室 >

1 平成22年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

今後、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度ができるまでの間においても、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は極めて重要であることから、都道府県等においては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

イ 平成22年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成14年3月28日障発第0328009号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づかずに認定している事例が依然として認められるので、障害程度認定基準に基づく的確な認定。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についての周知徹底。

(3) 精神科病院に対する実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき実施される精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう適正かつ効果的な実地指導をお願いしたい。

2 平成22年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

障害者自立支援法に関する実地指導の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に対する指導監査

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務指導監査

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実実施計画については、次のとおり重点事項を定め、公衆衛生関係行政事務指導監査として、別紙の実実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成22年度においても、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の実地検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病床の利用状況
- ウ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- エ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- オ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求等の処理状況
- カ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- キ 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

平成22年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [16]</p> <p>青森県 宮城県 茨城県 埼玉県 神奈川県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県</p> <p>(指定都市) [6]</p> <p>横浜市 静岡市 京都市 堺市 広島市 北九州市</p> <p>[合計 22]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、精神保健福祉法及び感染症法（結核関係事務に限る。）に関する事務についてのみ実施する。</p> <p>2 平成21年度に対象となった自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成22年度において追加して実施する場合がある。</p>